毎年8月は"労働基準協会 無料労働相談業務周知月間"です

令和6年度版 労働相談

10の労働トラブル防止無料セミナ

インターネット受講も可能

主催:愛知県下各労働基準協会

愛知県下各労働基準協会では、労働に関する相談を、 無料で対応する県下共通の相談センター「企業の労働110 番労働相談室」を、令和4年度より設置しております。

愛知県下の約1万3千の労働基準協会の会員企業であれ ば、何でも、いつでも、どこでも、企業の立場で、労働諸問題 を解決まで無料でアドバイスします。なお、未入会の企業も、 初回1回面談に限り無料でご相談が可能です。

より多くの会員企業に相談をいただきたく、毎年8月を無料 相談業務の周知月間とし、下記の周知活動を行います。

この活動の一環として、特に労働相談で多い、労働時間、 労使紛争、労働保険、ハラスメント、労働災害等の、労働トラ ブル防止対策について解説する、「令和6年度版 労働相談で

特に多い10の労働トラブル防止無料セミナー」を開催いたします。

愛知県下労働基準協会の共通無料労働相談センター 企業の労働110番"相談室による相談活動

電話相談

M

その他 13% メンタルヘルス対策 7%

労働時間対策 26%

令和5年度相談内訳

11,625

ヽラスメント防止対策

労働保険事務 18%

労使紛争対応 24%

ぜひとも無料労働相談のご活用、ならびに本セミナーへのご参加をお願い申し上げます。

無料労働相談業務周知月間の実施事項

1. 無料セミナーの開催 令和6年度版「労働相 談で特に多い10の労 働トラブル防止無料セミ ナー」を開催 します。

2. 相談事例の閲覧 相談事例記事「こちら 企業の労働110番です」 を、名北協会のホーム ページから ご覧いただ

けます。

3. 臨時相談室の開設 下記セミナー・労働実 務基礎講習(8月2日豊田 市、8月8日名北協会)の 会場に、臨 時相談室を 開設します。

4. 相談室案内の配布 「企業の労働110番」の 案内と、電話番号が記 載されたシールを、全 会員企業 WAS THERE にお配り します。

5. 関連記事の掲載 「企業の労働110番」の 関連記事を、各労働基 準協会 の会報に 記載しま

> (052)961-7110 企業 労働 何でも 110番

企業の労働110番

す。

令和6年度版 労働相談で特に多い 10の労働トラブル防止無料セミナ・

●日 時 令和6年8月23日俭 13:30~16:30 ●会 費

MARKY CAPITAL ME

●会 場 中日ホール&カンファレンス カンファレンスルーム3 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル 6F

●定員会場参加は60名(定員になり次第締め切ります)インターネット受講も可能です。

●内容·講師

1. 無料労働相談の現状と相談に見られる特徴 トラブル事例は令和5年度と全く異なります

2. 令和6年度版 労働相談で特に多い 10の労働トラブル防止

(1)通常勤務を希望する メンタル不調者への対応



(2)パワハラ行為を度々行う 労働者への対応

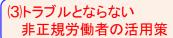


(一社)名北労働基準協会 2 の 副会長·専務理事 特定社会保険労務士 RSTトレーナー

市之瀬 高 司

ハラスメント防止

まつした社労士事務所 所長 特定社会保険労務士



(5)重篤な労働災害

発生時の対応





(4)LGBTQ労働者への対応

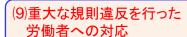


(6)過労死・過労自殺 発生時の対応



コンサルタント 松下 操氏

朋労務コンサルタントオフィス 2 所長 社会保険労務士 の (一社)名北労働基準協会 (8)採用後に問題が見つかった 社員への対応



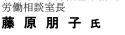
誤っていた場合の対応

(7)労働保険料の申告が



(10)時間外・休日労働を勝手に 行う社員への対応





2 (一社)名北労働基準協会 の 理事・事務局長 (5) ホワイト企業推進本部長) RSTトレーナー 元労働保険事務組合課長

石 田 和 彦



3. 良好な労使関係による企業の繁栄

会場案内 中日ホール&カンファレンス 丸の内 久屋大通 中部電力 MIRAI TOWER 東新町 オアシス 21 伏見 栄 広小路通 三越 中日ホール&カンファレンス

【会場アクセス】

○電車

高 地下鉄東山線 栄駅から地下街直結 ※「栄 森の地下街」の13番 地下鉄名城線 栄駅から地下街直結 名鉄瀬戸線 栄町駅から地下街直結 (13番出口横)

「栄バス停」下車

出口すぐ横に中日ビル 地下出口があります。 ビル入館後、エレベー ターにて6Fカンファレ ンスルーム3までお越 しください。

○お車(高速道路をご利用の方) 名古屋高速「東新町」出口より約500m

●インターネット受講について

- ・会場実施日の一週間後より視聴できます。
- ・視聴方法、パスワード、資料のダウンロード 方法は視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は令和6年9月末日までです。

	Ħ		込	3	ar T	領		労働基準協会へFAX下さい。会場受講の場合は、『 ット受講の場合は、ご案内用紙に視聴パスワードを記			
			名	称				所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
	(公	社)	愛 知	口労(動基	準協会	〒460-0008	名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の地域
	(—	社)	名 ;	比労信	動基	準協会	〒462-8575	名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(—	社)4	名古屋	屋南党	働基	準協会	〒455-0014	名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名	古』	屋 東	労 働	基差	隼協会	〒467-0863	名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名	古』	量 西	労 働	基差	隼協会	〒450−0003	名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
申	豊	橋	労(動基	準	協会	〒440−0874	豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
-	岡	崎	労(動基	準	協会	〒444-0831	岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
込	_	宮	労	働基	準	協会	〒491-0044	一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(—	社)	半田	日労(動基	準協会	〒475−0902	半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
先	(—	社)	刈谷	子労(動基	準協会	〒448−0853	刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊	田	労(働基	準	協会	〒471-0826	豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬	戸	労(働基	準	協会	〒489−0805	瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津	島	労(働基	準	協会	〒496−0044	津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江	南	労	動	準	協会	〒483-8164	江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西	尾	労	動基	準	協会	∓445-0062	西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

開催日 令和6年8月23日 令和6年度版 10の労働トラブル防止無料セミナー申込書(コピー可能) 開催日 令和6年8月 令和6年 月

	申込協	会			労働基準協会	会員番号		名北労働基のみご記入	準協会員ください。
事業場名						T E L F A X E-mail	{	_	
	所在均	地	₹			事業内容		労働者数	名
	区分	ご記入 不要です	氏	名	所属部署・職名	4	受講区分	ご案内送	付先
受講者名							□会場受講 □インターネット受講	受講者・担当者	○をつけて ください
名							□会場受講 □インターネット受講	(部署名	様)

令和6年度 労働トラブル防止総合講座

労働トラブルとなりやすい "5つの事例"への適正な対応について

インターネット受講も可能です

労働条件引き下げとトラブル防止

精神疾患等病者への配慮と休職





解雇・雇い止めとトラブル防止

就業規則遵守と懲戒処分





5つの労働重大問題の対策を



5人の労働専門弁護士が解説

主催 愛知県下各労働基準協会

月

令和6年度 労働トラブル防止総合講座 ご案内

労働をめぐる全国の労使紛争件数は、都道府県労働局の紛争調整委員会のあっせんが令和4年度は3,492件、 令和3年で地方裁判所の労働審判が3,609件、労働裁判が3,645件と依然多い状況です。

労使紛争を防ぐためには、企業には罰則が課される労働基準法等の遵守はもちろんのこと、民事問題を司る労働契約法を考慮しないと、争いに敗れ多額の賠償・和解金を支払うこととなります。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする、全5回の 「労働トラブル防止総合講座」を本年度も開催します。 ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

●会 場 一般社団法人 名北労働基準協会「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1 「栄町」から瀬戸線・徒歩で8分「名古屋駅」から市バス・徒歩で20分 近隣格安有料駐車場多数あり

●時 間 午後1時30分~午後4時30分

●費 用

亩

令和6年6月10日

	1 🛽	5回
会員	6, 900円	29,000円(5,500円割引)
非会員	9, 130円	38, 360円(7, 290円割引)

インターネット受講も同額 (資料代・消費税含む) 回期6回 接続 回見を お申込はこちら

●総括テーマ 労働トラブルとなりやすい"5つの事例"への適正な対応について インターネット受講も可能です

「労働条件の引き下げをめぐる トラブルの防止について」

大嶽達哉法律事務所 所長 弁護士 大 嶽 達 哉 氏



地方裁判所の労働審判

企業では、経営不振のため、あるいは社内の制度 改定のため、労働条件を引き下げざるを得ない状況 に陥ることがあります。

労働条件の不利益変更について、労働契約法第9条では、「労働者の合意なく変更はできない」、第10条では、「変更後の就業規則を労働者に周知し、変更が労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等と照らして合理的なものであるときは、変更が可能」としております。

認められる不利益変更についてお聴きします。



【講師プロフィール】

東京大学大学院法学政治学研究 科修士課程修了。ブラジルの社 団法人CIATEにて、厚生労働省 委託により専務理事として3年間 日系ブラジル人の就労支援、帰 国者対応業務を行う。平成27年 に帰国後、弁護士活動を再開。 在日外国人労働者、海外駐在員 、在外現地職員等の労働問題を 多く扱う。その他労務管理セミナ 一講師を多数行う。

「精神疾患を含む病者への配慮と 休職の扱いについて」

成田・長谷川法律事務所 パートナー弁護士 長谷川 ふき子 氏



悩ましい休職期間満了の取り扱い

平成25年度厚生労働省調査では、疾病を理由として 1か月以上連続して休業している従業員がいる企業は、メンタルヘルス38%、がん21%、脳血管疾患12%です。 厚生労働省も「治療と仕事の両立支援」を進めており、そのための取組がある事業所は令和4年調査で 58.8%となっております。

疾病を抱える労働者の退職は、企業の損失であり、 勤務中、休業中の配慮が求められ、その欠如により 病状が悪化した場合、労働契約法が定める「安全配 慮義務違反」により、企業責任が問われます。

問題となる休職の扱いも含め、詳細をお聴きします。



【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。元愛知県弁護士会副会長。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。

第 4 回

令和6年12月6日

金

「解雇・雇い止めをめぐる トラブルの防止について」

宮澤俊夫氏 宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士



解雇・雇い止めはしばしば労使の紛争に

労働裁判、労働審判、労働局あっせん等でしばし ば問題となるのが、解雇・雇い止めです。

解雇は労働契約法第16条で、「客観的に合理的 な理由を欠き、社会通念上相当であると認められな い場合は無効」とし、不条理な解雇はできません。

雇い止めも同法第19条で、「1. 労働契約が過去に 反復して更新され、雇い止めが解雇と同視 2. 労働 者が労働契約が更新されるものと期待することに合 理的な理由がある」場合は、認めないとしております。活の調和推進事業検証委員会委

入れ、在職中、離職時の留意点をお聴きします。



【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試 験合格。東京地方検察庁検事に 任官し、昭和63年に名古屋法務 局訟務部付検事を最後に退官。 企業法務を多く手掛け、ち密な解 説には定評がある。愛知労働局 労災法務専門員 · 公共調達監視 委員会委員長、愛知県仕事と生 トラブルとならない解雇、雇い止めについて、雇い員長、愛知県雇用労働相談セン ター代表弁護士、愛知県弁護士 会民事弁護委員等要職を歴任。

「就業規則の遵守と 懲戒処分について」

弁護士法人 那須・岩﨑法律事務所 弁護士 岩 氐



懲戒処分を判断する社内の懲戒委員会

企業と労働者の権利・義務を定めたのが就業規則 であり、重大な違反を行った労働者には、企業秩序を 守るため、懲戒処分を行う必要があります。

しかし、労働契約法第15条では、「懲戒が、労働者 の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客 観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当である と認められない場合は、無効」としております。

労働者に就業規則の内容、守ることの意義を理解さ せ、制裁(懲戒処分)の種類・程度を明確に定め、弁明 機会を与える等の適正な手続を取ることが必要です。 就業規則の役割と懲戒処分についてお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。使用者•企 業側弁護士。数多くの訴訟、労働 審判及び団体交渉等の代理人を 務めるほか、人事労務問題をはじ めとする企業活動にまつわる法律 相談に応じている。働き方改革関 連法や同一労働同一賃金原則な ど企業の労務問題に関するセミナ 一の講師も務める。経営法曹会議 会員。労働トラブルを防ぎ、企業を 繁栄させる就業規則の作成、改定

「労働災害の防止と 安全配慮義務について」

庄司法律事務所 所長 弁護士 庄 司



休業4日以上の労働災害死傷者数は、平成22年以 降は転倒・動作の反動・無理な動作による災害が増 え、令和4年は25%増加の約13万人となっております。 死亡・障害が残る災害での、賠償金の支払いをめ ぐる裁判も後を絶ちません。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴 い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ 労働することができるよう、必要な配慮をする」と、企 業に安全配慮義務の履行を求めております。

この義務は法令を守るだけで果たせる訳ではなく、

高額となる労働災害裁判の賠償・和解金その趣旨と広範囲な対策についてお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害 過労死、過労自殺をめぐる安全配 慮義務等に関する数々の講演を 行う。弁護士会の裁判劇を手掛け 、愛知県下各労働基準協会が上 演する 90分の労働災害劇「波紋 ある工場の悲劇」、労使紛争解決 手続の3つの実演劇の脚本、劇中 解説も担当。元愛知県弁護士会 副会長。元愛知労働局紛争調整 委員。

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】

「名 鉄」 清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分 「バ ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分 「お 車」名古屋高速 黒川出口より5分



会場には受講者専用駐車場がありません。 車にてお越しの場合は近隣に駐車場があり ます。十分時間をみていただいたうえ、有 料駐車場を各自の責任・負担でご利用くだ さい。



年間約一万人受講される会場です。愛知県下の企業勤労者等の皆様が、

●インターネット受講について

- 会場実施日の一週間後より視聴が可能です。
- ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までに お知らせします。
- ・視聴可能期間は一週間です。
- ・開催終了回については、インターネット受講にてお申 込可能です。視聴期間等の詳細はお問合せください。

申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。 申込要領 開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください 名 所 在 地 電話番号 対象地区 称 FAX番号 中/東/北/守山区/春日井市/ (一社)名北労働基準協会〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1 (052)961-1666(052)962-1670 小牧市 −社)名古屋南労働基準協会 〒455-0014 (052)651-9246(052)651-1411中川/港/南区 名古屋市港区港楽1-2-2 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊 名 古 屋 東 労 働 基 準 協 会〒467-0863 (052)882-3909(052)883-3586 明/日進市/愛知郡東郷町 渡辺ビル2階 名古屋市中村区名駅南1-5-17 中村/西区/清須/北名古屋市 名 古 屋 西 労 働 基 準 協 会 〒450-0003 (052)581-8086(052)581-8089 ネットプラザ柳橋ビル6階 /西春日井郡 豊橋/豊川/蒲郡/新城/ 曹 橋 労 働 基 進 協 会 〒440-0874 豊橋市東松山町14 (0532)54-2131 (0532)54-2130 田原市/北設楽郡 申岡 崎 労 基 準 協 会 〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8 (0564)52-3692(0564)54-0739岡崎市/額田郡 ·宮市大宮1-3-6 会 〒491-0044 -宮/稲沢市 宮労 働 基 進 協 (0586)48-5495(0586)48-5496 グランドメゾン大宮1階 半田/常滑/東海/知多/大府/ (0569)21-4440(0569)21-4441 - 社)半田労働基準協会〒475-0902 半田市宮路町151-32 知多郡 先 刈谷市高松町1-29 刈谷/碧南/安城/知立/ - 社) 刈 谷 労 働 基 準 協 会 〒448-0853 (0566)21-6337 (0566)21-6366 ハートヒルズ刈谷ビル5階 高浜市 (0565)28-9411(0565)24-3922 豊田/みよし市 労 働 準 協 会 〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階 労 淮 協 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内 戸 働 基 会 〒489-0805 (0561)82-2575(0561)59-3575|瀬戸/尾張旭/長久手市 津島市立込町3-26 津島/愛西/弥富/あま市/ 津 島 労 働 某 進 協 숙 〒496-0044 (0567)26-4603(0567)28-7390 ツシマウール会館内 海部郡 労 進 協 江 南 会 〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1 (0587)55 - 2341(0587)55-6125|江南/犬山/岩倉市/丹羽郡 西尾市丁田町五助6-1 尾労働 基 準 協 会 〒445-0062 (0563)56-0244(0563)56-0244 西尾市 西 山田ビル4階4D 振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 -般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います ·般社団法人 名北労働基準協会

令和6年度 労働トラブル防止総合講座 講習会等申込書(コピー可) 申込日 令和 年 月 日 名北労働基準協会員 のみご記入ください。 申込協会 労働基準協会 会員番号 Т Ε Α X 事業場名 E-mail Ŧ 所在地 事業内容 労働者数 名 受講区分(会:会場受講 イ:インターネット受講) 区分不要です 名 氏 所属部署 · 職名 ご案内送付先 ※受講日にレ、受講方法に〇を記入。 受講者·担当者 全研修(会・イ)□ 6月10日(会・イ) 受講者名 (部署名 □ 8月 5日(会・イ) □10月 1日(会・イ) □12月 6日(会・イ) □ 2月21日(会・イ) 様 全研修(会・イ) □ 6月10日(会・イ) 会費支払時期 □10月 1日(会・イ) П 8月 5日(会・イ) □12月 6日(会・イ) □ 2月21日(会・イ) 月

・開催終了した回は、インターネット受講としてお申込受付いたします。

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、 受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。 労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です

労働実務総合研修

ご案内











労務担当者









※労働実務基礎講習を受講し、令和5年度版「労務管理の早わかり」を お持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。

現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと 労 働 トラブル が発生します

現場管理者・労務担当者に、労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しております。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施には、労働者の管理に携わる多くの方が、労働基準法、労働安全衛生法、労働保険等の知識を習得することが不可欠です。

そこで愛知県下各労働基準協会では、「働き方改革関連法」を含む労働法令の基礎を、体系的に学ぶ「労働実務総合研修」を開催しております。

労務管理のさらなる向上のため、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと 労 働 ト ラ ブル が発生します

労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加してます

令和4年の愛知労働局の監督指導では63.2%の事業場に、労働基 準法、労働安全衛生法等の違反が認められております。

この割合は労働基準関係法のみのもので、労働者派遣法、育児介護 休業法、パートタイム・有期雇用労働法等の100近くの全ての労働法に拡 大すると、何らかの違反が存在する企業はさらに高率となります。

法違反は、賃金不払残業、長時間労働による健康障害、労働災害等 を発生させ、解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ等をめぐる深刻な労使紛 争に繋がり、企業の経費・信用と関係者の膨大な時間を奪います。

このような労働トラブル発生の原因の大半は、部下を直接管理する現 場管理者と労働の舵取りをする労務担当者の、労働法令の知識不足、 トラブル防止の認識不足、判断誤りによるものです。

愛知労働局令和4年定期監督結果



賃金不払残業 脳心臓疾患労災認定



最多年齢 50~59歳 労働審判新規受付件数



精神障害労災認定

あっせん申請件数

2.6倍增、 3492 件 1351 いじめ・嫌がらせが8年

(地方裁判所) 2.8倍增 令和4年 平成18年 1163 件 解雇、雇止めが最多

5.0倍增 令和4年 3208 高額賠償多くが渦重労働

現場管理者・労務担当者の責任は重大です

労働基準法では法の履行者、責任者を「使用者」としており、①事業 主として法人企業と個人企業の事業主 ②経営担当者として法人役員 等 ③ 労務管理、業務命令の権限を有する者を使用者としております。 課長等の現場管理者も、時間外労働の命令・許可、有期契約労働者 の契約更新決定等の労務管理の権限を有すれば、その権限の範囲内 で③の使用者に該当し、違法行為を行った場合処罰対象となります。

なお、両罰規定により現場管理者の違法行為は、違反防止措置を行 っていない等の場合、その罪は法人、役員等まで及びます。

また、労働安全衛生法では法の履行者、責任者を「事業者」としてお

り、法人企業と個人企業の事業主がこれにあたります。しかし、実際の安全衛生業務は、事業者から権限委嘱を受けた安全管 理者等の安全衛生スタッフと、職長・作業主任者等の現場管理者が行っております。このような方々も違反を行えば処罰対象 となり、違反防止措置の実施の有無に関わらず、その罪は法人等にまで及びます。

法人・現場責任者を送検 平成31年1月 ○○労働基準監督署は、時 間外・休日労働協定を超え て労働者に残業をさせたとし て、道路貨物運送業の〇〇 (株)と同社現場責任者を労働 基準法第32条(労働時間) 違反の容疑で○○地検に 書類送検した。 同社は平成29年3月、労働者 3人に対して1週40時間を超 える違法残業を行わせていた。

労働トラブル防止の第一歩は労働法令の知識を体系的に学ぶことです

労働トラブル発生の原因を作り、法的責任を真っ先に問われる現場管理 者、労務担当者には、その役割に応じた労働法令の知識が必要です。

しかし、現場管理者には本来の担当業務があり、「自らも労務管理の責 任を担っている」との認識を持つことは難しく、労務担当者も恒常業務の中 で幅広い知識を習得することは容易ではありません。

そこで必要となるのが、労働法令の知識を体系的に学ぶ研修です。



労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修が「労働実務総合研修」

労働基準協会では、現場管理者と労務担当者の皆様が、労働法令の基 礎知識を体系的に学ぶ、「労働実務総合研修」を開催しております。

パワーポイントスライドを使い、随所に労働クイズ、労働小話等を盛り込ん だ、分かりやすく、楽しく、部下の管理、労務管理のお役に立つ内容です。 労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施のため、ぜひとも該 当の皆様にご受講いただきますようご案内いたします。



まず人命の大切さを再認識

分かりやすいスライド講義



日時 - 会場

		労働小話でトラブルの怖さを理解	午前・午後のリフレッ	シュ体操
開催月日	時間	会	場	定員
令和6年 6月25日火 8月28日火 10月 8日火 12月11日火	9時30分~ 16時30分	一般社団法人 名北第 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1		45名

(1) 労働トラブル発生時の企業責任と防止策

主な内容 ①労働トラブルの現状 ②労働トラブル発生時の責任 ③労働トラブル発生防止策

(4)に同じ 講師



(2) 労災・雇用保険法の実務のポイント

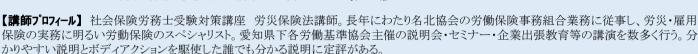
主な内容(1社会保険制度の体系

② 労災保険の給付内容と必要手続

③雇用保険の給付内容と必要手続

講師 一般社団法人 名北労働基準協会 理事・事務局長・ホワイト企業推進本部長 RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長 石 田 和 彦

保険の実務に明るい労動保険のスペシャリスト。愛知県下各労働基準協会主催の説明会・セミナー・企業出張教育等の講演を数多く行う。分 かりやすい説明とボディアクションを駆使した誰でも分かる説明に定評がある。



(3) 労働安全衛生法の実務のポイント

主な内容 ①法の体系、特徴 ②取り組みの歴史、成果、課題 ③課題へ の対応 4安全衛生管理体制 5健康診断 6安全配慮義務・法改正





講師 池戸労務安全管理事務所 所長 池戸 宏宏光 氏

元 名古屋北労働基準監督署長•元 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長

【講師プロフィール】愛知県下各労働基準協会開催 労働実務専門講座 安全衛生研修講師。30有余年労働基準監督官を勤め労働基準監督署長 等も歴任し、この間数々の労災事故と向き合う。安全衛生管理体制の指導に長年にわたり携わる労働安全衛生法のオーソリティ。 名北協会退任 後も、安全衛生教育講師と企業への顧問活動を行う。熱意あふれる解説で労働安全衛生法を伝える。

(4) 労働基準法の実務のポイント

主な内容 ①労働基準法の特色 ②労働のルールブック ③採用と退職 ④法改正を含む労働時間の規制 ⑤年少者・妊産婦 ⑥今後の労務管理







【講師プロフィール】社会保険労務士受験対策講座主任講師、労働基準法担当。当地における労働基準法を中心とする労務管理のトップランナー。 愛知県下各労働基準協会主催の講習・セミナー・企業出張研修等の年間100回の講演を行う売れっ子講師。 巧みな話術とスライドにより、難しい 労働基準法等を分かりやすく解説する。この講師から労務管理を学んだ受講生は延べ3万人を超える。

3. テキスト

労働関係法令の概要から、届出書類一覧表、記載例、届出用 紙等を収録した、今後の労務管理の参考となるテキストです。

「労務管理の早わかり」 4. 参加対象

●支店長・工場長・部長・課長等の事業場責任者・現場管理者

- 労務人事・安全衛生の新任担当者等
- ●企業経営者·新規開業者

会員10,000円 非会員13,330円 資料代、昼食代、消費税を含む ※労働実務基礎講習を受講し、令和5年度版「労務管理の早わかり」を お持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。







テキストと収録されている法改 正後の新しい時間外・休日労 働協定届(36協定)の記載例

■会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】

「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分「バ ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分「お 車」名古屋高速 黒川出口より5分



会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、 年間約1万人受講される会場です。

企業内出張研修

企業への各種「出張研修」を実施しており、令和5年度は約200回実施し、約10,000名が受講されておられます。 自由な日程設定が可能で、企業実態に合わせたオリジナルテキストを使用し、教育効果も高く、会場への交通費、 移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。



研修時間	1時間	2時間	3時間	6時間
研修費用	115,000円~	195,000円	315,000円	
テキスト代	1名200~1000円程序 テキストの原稿を自社		ば無料となる場合が	あります。

■ 対象■ お申込はこちら■ 数表

※左記は法定安全衛生教育は含まず、 各費用は税を含みます。

		E	‡	込	. 3	更	領				ドを各労働基準協会へファックスでお申込み 1の14日前までに会費を下記銀行口座へよ	– –		書を合わせてお送りします。
				名	1						所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
	(-	一 ネ	注)	名:	北岁	5 働	基準	協会	<u></u> ∓46	62-8575	名古屋市北区清水1-13-1	(052) 961-1666	(052) 962–1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(-	- 社	() 名	古	屋南	労働	⋼基≥	丰協会	₹ 〒45	55-0014	名古屋市港区港楽1-2-2	(052) 651-9246	(052) 651–1411	中川/港/南区
	名	古	屋	東	労	働	集準	協会	<u></u> ∓46	67-0863	名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052) 882–3909	(052) 883–3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区 豊明市/日進市/愛知郡東郷町
	名	古	屋	西	労	働	基準	協会	₹ 〒45	50-0003	名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052) 581–8086	(052) 581–8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊	棉	喬 🕏	芳	働	基	準	協会	<u></u> ∓44	40-0874	豊橋市東松山町14	(0532) 54-2131	(0532) 54–2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
١.	岡	晶	奇 5	并	働	基	準	協会	<u></u> ∓44	44-0831	岡崎市羽根北町1-3-8	(0564) 52-3692	(0564) 54–0739	岡崎市/額田郡
申込先	F	扂	3 3	芳	働	基	準	協会	<u></u> ∓49	91-0044	一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮 1 階	(0586) 48-5495	(0586) 48–5496	一宮/稲沢市
先	(-	一 ネ	注)	半!	田労	5 働	基 準	協会	<u></u> ∓47	75-0902	半田市宮路町151-32	(0569) 21-4440	(0569) 21–4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	(-	一 ネ	±)	; [IK	谷労	労働	基準	協会	<u></u> ∓44	48-0853	刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566) 21-6337	(0566) 21–6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊	Ħ	E È	芳	働	基	準	協会	<u></u> ∓47	71-0826	豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565) 28-9411	(0565) 24–3922	豊田/みよし市
	瀬	F	= ÷	芳	働	基	準	協会	<u></u> ∓48	89-0805	瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561) 82-2575	(0561) 59–3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津	Ê	B 9	芳	働	基	準	協会	<u></u> ∓49	96-0044	津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567) 26-4603	(0567) 28–7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江	南	j j	芳	働	基	準	協会	₹ 〒48	83-8164	江南市木賀東町新塚220-1	(0587) 55-2341	(0587) 55–6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西	尾	Ē Ś	芳	働	基	準	協会	₹ 〒44	45-0062	西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563) 56-0244	(0563) 56-0244	西尾市
-			実施法人			:労働	基準	塩協会		三菱UFJ釒 一般社団	银行 黒川支店 普通預金 No. 2036133 法人 名北労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数	枚料はご負担願います。

	放江田及八	11 46 JJ (M) 425 41 IJ	及社员丛人	石化刀 倒坐牛 励	X			ふ心れのハッム:	が、派匹子数杯はこ	マコニルス・・・ ラ	•	
				労働	実務総合研修	申词	入書(コピ	:一可)	申込日	年	月	
	事業場名						TEL FAX	()	<u>-</u> -		
	事業内容					劣	常働者数		名	出	張 研 個	多
	所在地	〒								内容:		
×	記入不要講習番号	記入不要 受講番号	氏	名	所属部署・職名		受詞		令和5年度版 労務管理の早わかり	時期: 開始:	月 午前 • ²	日頃
) 出席者	- 11 #1						□ 6月25日 □10月 8日	□ 8月28日 □12月11日	□持っている □持っていない	時間:	時	- ㎏ 分頃~ 間程
~	i						□ 6月25日 □10月 8日	□ 8月28日 □12月11日		参加:	2	名程
	会費 支払日	月 (銀行振)	日 頃 込・現金書留・	支払予定 事務局窓口)	受講票送付先		受講者·担当 (部署名	省者	•			様)

※会員番号 名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修 の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。

ハラスメント防止のために適切な知識を学ぶ

ハラスメント防止研り

主催:愛知県下各労働基準協会 実施機関:一般社団法人 名北労働基準協会

近年、職場における「いじめ」や「嫌がらせ」などをはじめとする「ハラスメント」が急増しております。 また、「パワーハラスメント」のみならず、「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」など 様々な型のハラスメントがあり、企業を悩ます深刻な問題となっております。

企業はハラスメントに対して、適切な対応を怠るとメンタル不調者 等が発生し、貴重な労働力の減少のみならず、昨今はメディアにも取 り上げられ、企業イメージや業績などにも大きなダメージを与えます。

企業は、職場環境を悪化させるハラスメントを未然に防ぐよう適切 な知識を持つことが重要です。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、ハラスメントの基礎知識か ら、ハラスメントにならないための指導とコミュニケーション方法等 を学ぶため「ハラスメント防止研修」を開催いたします。

ぜひとも、ご参加いただきますようご案内いたします。

資料 厚生労働省 令和4年度 個別労働紛争解決制度の施行状況 をもとに作成 いじめ・嫌がらせ その他 6,560件(33.3%) 4,846件(24.6%) 令和4年度 個別労働紛争 相談件数 + 19,677件 自己都合退職 2.296件(11.7%) 雇止め 935件(4.8%) 解雇 退職勧奨 1.765件(9.0%) 1.530件(7.8%) 労働条件引下け 1.745件(8.9%)

個別労働紛争相談内容の件数

いじめ・嫌がらせの相談件数が最多

時

8月20日(火) 令和6年11月 令和6年 5日(火)

2月18日(火) いずれも 13時30分~16時30分 令和 7 年

内 容

第1部 ハラスメントの基礎知識

パワハラ、セクハラ、マタハラの定義、事例や、ハラスメントが起こっ た場合の影響を解説します。また、ハラスメントになるかどうかを判断す るワークを行います。

第2部 ハラスメントにならない指導とコミュニケーション

パワハラにならないための指導方法や、セクハラ・マタハラにならない コミュニケーション方法についてワークを通して考えます。

第3部 ハラスメントが起こった場合の対応

ハラスメントの相談を受けた時の対応方法や、その後に取るべき措置に ついてお伝えいたします。







(株)教育デザインラボ/フローリッシュ社労士事務所 所長 般社団法人 名北労働基準協会 メンタルヘルス相談室長 公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士 新 氏 美

【プロフィール】

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタル ヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修 等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」 の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

一般社団法人 名北労働基準会 3階大会議室 名古屋市北区清水1-13-1



お申込はこちら

対

管理者、労務人事・ 安全衛生担当者等など 会費

員 非会員

6,000円 7,000円(資料代・消費税を含む)

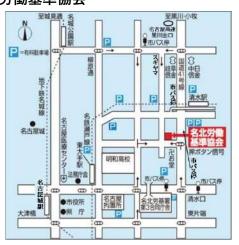


45名

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】 「名 鉄」 清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分



会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。 十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場 を各自の責任・負担でご利用ください。



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、 年間約1万人受講される会場です。

	14	F .	甲」 7	コロゟ	自同花	生 🗦	恶刀 j	Τιμ	↓より5分	5 H H M M M M M M M M M M M M M M M M M			
ı	申沪	込要	領	申記開作	▲ 全日(を各 の1	·労債 4日	加基	準協会へフまでに会費を	ァックスでお申込みください。お申込みラ トト下記銀行口座へお振込ください。	完了後、受講 男	と請求書を合	わせてお送りします。
					称					所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
	(.	一 社	t)名		-	基	準協	会	〒462-8575	名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666		中/東/北/守山区/春日井市/ 小牧市
	(-	一社)名さ	屋南	労	動基	準協	会	〒455-0014	名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名	古	屋 頁	₹労	働	基準	集 協	会	∓ 467-0863	名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/ 豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名	古	屋置	5 労	働	基準	集 協	会	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/ 西春日井郡
	豊	是 橘	新労	働	基	準	協	会	〒440-0874	豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/ 田原市/北設楽郡
Ħ	岡		労	働	基	準	協	会	〒444-0831	岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
辽		- 宮	第第	働	基	準	協	会	〒491-0044	一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(-	一 社	t)半	田労	分働	基	準協	会	〒475-0902	半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/ 知多郡
分	Ē (.	一 社	t) 刈	谷労	分働	基	準協	会	〒448-0853	刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊	是田	3 労	働	基	準	協	会	〒471-0826	豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	溂	頁戸	労	働	基	準	協	会	〒489−0805	瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	沣	ŧ Ē	,労	働	基	準	協	会	〒496-0044	津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/ 海部郡
	江	有口	第一劳	働	基	準	協	会	〒483-8164	江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55–6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西	耳	当	働	基	準	協	会	〒445−0062	西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振			(実施]法人			<u> 基</u> 2	集協:	会		黒川支店 普通預金 No.2036133 名北労働基準協会	;	※恐れ入りますが	、振込手数料はご負担願います。

八ラスメント防止研修 講習会等申込書(コピー可) 申込日 令和 年 月 日 名北労働基準協会員 のみご記入ください。 (郵送時封筒に記載) 申込協会 労働基準協会 会員番号 事業場名 A X E-mail ₹ 所在地 事業内容 労働者数 区分で記入不要です 名 氏 所属部署・職名 受講日レ点を入れてください ご案内送付先 受講者・担当者 □8月20日□11月5日 (部署名 受講者名 □2月18日 会費支払時期 □8月20日□11月5日 □2月18日 令和